

令和7年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務

2 委託業務の概要

大学等に通う若者ケアラーがケアを理由に将来の夢や進路を諦めることなく、希望を持って生活することができる「誰一人取り残さない社会」を実現するためには、大学教職員等による若者ケアラーの早期発見・把握や支援機関への適切なつながりが重要となる。

本業務は、大学等での面談やキャリア相談などを通じて、若者ケアラーの存在に気付く機会の多い大学教職員等への研修の実施・運営を行うものである。

3 委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 目的

大学教職員等に対し、若者ケアラー支援の必要性について情報共有を行うとともに、発見・把握のポイントや面談・相談時における若者ケアラー本人への寄り添い方、支援機関との連携等に関する理解を促すことで、若者ケアラーの早期発見・把握や支援機関との円滑な連携による適切な支援につなげることを目的とする。

(2) 受講対象者

県内にキャンパスを有する大学及び短期大学（約60）に属する教員や、学生支援課・キャリアセンター・保健センター等の職員など、学生との面談や相談等に関わる業務を行う者

(3) 研修形式

ア 研修回数：2回

イ 実施方法：オンライン研修

ウ 講義時間：3時間程度

エ 実施時期：令和7年8月以降で令和8年3月までの間

オ 募集人数：全2回で100名程度

(4) 業務詳細

ア 研修会の企画・運営

- イ 研修資料の作成及び納品
- ウ 研修会の開催案内・周知、参加者の取りまとめ
- エ 必要に応じ、講師の手配及び謝金の支払い
- オ 研修アンケートの作成・取りまとめ
- カ その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

(5) 研修に関する留意事項

- ア 県が指定した実施回数等を変更する場合は、事前に県地域包括ケア課と協議すること。
- イ 開催ごとにアンケートの集計を行い、終了後原則 2 週間以内に参加人数及びアンケート結果について県地域包括ケア課に報告すること。

(6) 業務の進行管理

- ア 研修等のカリキュラムや講師の選定は、実施の 2 か月前までに県地域包括ケア課と協議して決定すること。
- イ 研修開催通知は、県地域包括ケア課の承認を得た上で、研修日の 1 か月前までに発出すること。

(7) 成果物に関する権利の帰属

- ア 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- イ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ウ 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。